

事 務 連 絡

平成 23 年 5 月 31 日

各 私 立 学 校
各 私 立 専 修 学 校

} 御中

岩手県総務部法務学事課私学振興担当

東北地方太平洋沖地震による被災地域の生徒の受け入れについて

このことについて、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、各学校の情報や受け入れ状況については、直接、各問合わせ先まで連絡をお願いします。

記

- 1 広島県環境県民局学事課
- 2 学校法人 岐阜済美学院
- 3 学校法人 萌愛学園
- 4 フィジー諸島共和国大使館

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：hiro-onodera@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

平成23年4月19日

岩手県私立学校主管課長 様

広島県環境県民局学事課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

東日本大震災の被災者への広島県の支援策について (通知)

この度の東日本大震災で被災された方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。
さて、本県におきましては、東日本大震災の被災者が広島県内の私立学校（幼稚園、小・中・高等学校、専修学校（3年制の高等課程）等）に転入学等される場合、別紙のとおり、授業料等の軽減措置制度を設けております。

については、広島県内の私立学校へ転入学等を希望される被災者からの問い合わせ等がございましたら、当該制度についてお知らせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、広島県私立中学高等学校協会及び（社）広島県専修学校各種学校連盟のホームページにおいても、被災生徒の受入れに係る支援について掲載しておりますので、あわせてお知らせいたします。

なお、県教育委員会等へもあわせて情報提供してください。

《参考》

広島県私立中学高等学校協会

<http://www2.ocn.ne.jp/~h-sigaku/>

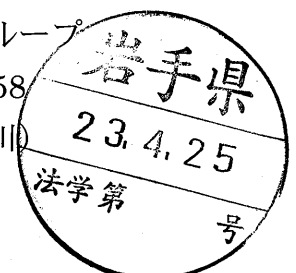
（社）広島県専修学校各種学校連盟

<http://www.hirosenkaku.or.jp/>

担 当：私学振興グループ

連絡先：082-513-2758

（担当 中川）



東日本大震災の被災者への授業料等軽減の特例措置

【趣旨】

東日本大震災で被災又は原子力事故に伴い避難したことにより、広島県内の私立学校へ入学（転入学等）することとなった児童・生徒等の就学の確保を図るため、授業料等の軽減措置を講じる。

【制度の概要】

学校法人等設置者が授業料等を軽減する次の事業を実施した場合に、広島県が学校法人等に助成する。

(1) 対象者

- ① 東日本大震災で被災又は原子力事故に伴って避難したことにより、広島県内の私立幼稚園、小・中・高等学校、専修・各種学校へ入学（転入学等）することになった園児・児童・生徒（※下記参照）
- ② 現在、広島県内の私立幼稚園、小・中・高等学校、専修・各種学校に在籍し、その保護者が同大震災により被災、避難した園児・児童・生徒

(2) 対象学校種

幼稚園、小・中・高等学校、専修学校（修業年限3年の高等課程に限る。）、各種学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校に相当すると認められるものに限る。）

(3) 対象期間 平成23年3月から平成24年3月まで（13ヶ月間）

(4) 学校の措置

ア 小・中・高等学校等 授業料の全額免除、入学時納入金軽減（27,000円）
（※高等学校、専修学校、各種学校（高等学校に相当すると認められるもの。）においては、授業料の中に施設整備費及び実習費（実質授業料相当と知事が認めるもの。）を含む。）

イ 幼稚園 保育料の1/2軽減（ただし、保育料から当該年度就園奨励費の1/12を控除した額を限度とする。）、入園料の1/2軽減（上限27,000円）

○ 対象者

【地震被災者】

北海道、東北地方、関東・甲信越地方、北陸地方及び中部地方に居住している者又は平成23年3月11日現在同地方に居住していた者で、平成23年3月11日以後に発生した地震の被災者

【原子力事故避難者】

福島県南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村、田村市、飯館村及びいわき市に居住している者又は平成23年3月11日現在同市町村に居住していた者で、福島県の原子力発電所の事故に伴う避難者

岐済本 第305号
平成23年3月31日

岩手県知事部局
総務部長 様

学校法人 岐阜済美学院
理事長 片桐 武司
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震による被災者子弟の転入学受入れについて (依頼)

この度、みだしの地震におきまして、被災された皆様、そのご家族の方々に
対しまして、心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈り
いたします。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり被災者の子弟の転入学の受入れ
を行ないますので所管する高等学校にご連絡お願い申し上げます。

記

1. 目的

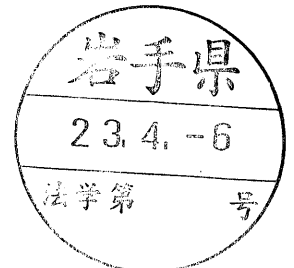
みだしの地震による被災者の子弟で大学進学を希望する者を受入れ、高等
学校課程の修了認定を保障するとともに当該生徒の進路希望の実現を支援す
る。

2. 対象者

- ①みだしの地震による被災者の男子子弟であること。
- ②平成23年度、高等学校第3学年に在籍する予定の者。
- ③国公立大学等への進学を強く希望する者。

3. 内容

- ①受入先は、(学) 岐阜済美学院 済美高等学校
所在地 〒500-8741 岐阜市正法寺町33
連絡先 電話 058-271-0345 Fax 058-275-0280
担当 山本教頭
- ②受入れ人数は10名とする。
- ③受入期間
平成23年5月9日～平成24年3月31日までの1年間



④学費は無償とし、宿舍等の費用についても本学院が負担する。

4. 手続方法

ア 通常の高등학교間の転入学手続による。

ただし、手続上、書類の準備に時間を要する等の事由が生ずる場合には、本校が準備する別紙様式1に必要事項を記入し、在籍高等学校長の許可をとり、本校へ送付する。

イ 申込期間

平成23年4月1日（金）～平成23年4月28日（木）

ウ 諾否の回答は、5月上旬に在籍高等学校長及び本人に通知する。

エ 転入学日は、平成23年5月9日（月）とする。

2011年 月 日

済美高等学校
校長 郷 峰男 様

保護者氏名(代理人) 印
現住所

転入学希望調書

下記の者、貴校への転入学を希望したいのでご審査ください。

記

- ふりがな
- ① 氏 名 _____
- ② 生 年 月 日 _____年____月____日____才
(2011年4月1日現在)
- ③ 住 所 〒_____
- _____
- ④ 連 絡 先 電話_____携帯_____
- 親戚等に身を寄せている場合の住所・連絡先
()
- ⑤ 在籍高等学校名_____高等学校 校長名_____
- ⑥ 2011年度 所属予定学年 () 学年
- ⑦ 進 路 希 望 (志望する大学・学部など具体的に記入してください。)
- _____
- _____
- ⑧ 「20年後の私」の題で自己の将来像を原稿用紙2枚程度にまとめて添付してください。

平成22年4月5日

岩手県総務部法務学事課 御中

東京都八王子市下恩方町352番
学校法人 崩愛学園
崩愛調理師専門学校
学長 渡邊 榮三郎
公印略

東北地方太平洋沖地震に際する教育支援の取り扱いについて

東北地方太平洋沖地震に被災された皆様には心からのお見舞いを申し上げます。

本学は、姉妹校として高等学校が宮城県下であり、様々な体験をさせていただきました。その体験から、自分らの出来ること、そして、支援協力にも惜しみない気持ちで対応しています。この時に、本学にあっては、教育機関として何が出来るかを考える時であり、本学の教育施設を利用して、被災地にある調理を目指す者、その家族に教育機会を得られるようにすべきと思料しています。そこで、本学の教育支援について明示させていただきました。本学が出来ることは僅かなことではありますが、本学学生の教育は当然ではございますが、その機会を与えられず、奪われている被災学生に、まずは教育の場を提供することが大切なことではないかとの認識で、求める被災学生の夢への道を開ることが出来るよう教育支援を行ってまいります。

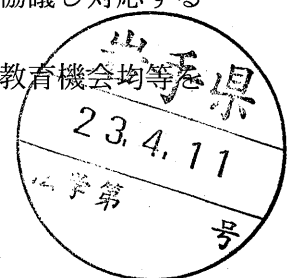
記

1. 目的

被災された調理師を目指す学生に、教育継続の機会を得られるように配慮をなし、調理師資格取得への道を開けるものとします。

2. 支援方法

- ①本学の調理師養成施設（専修学校2年制）での教科、実習の機会を利用し、必要とする期間学習し、被災学生が所属する養成施設に継げられ復学できるようにすること
- ②①の教育は、本学の学則を始め、被災学生所属の養成施設の学則等を考慮、協議し本学の教育カリキュラムを活用、有効にすることで、単位もしくは時間数を転用できるようにすること
- ③本学を利用する被災学生本人が、編入を求めるときは、本人所属の養成施設と協議し、了解を得ることが必要なこと
- ④生活地にあっては、本学が開校時に全寮制としてスタートし、寮が完備していません。ただし、今は通学生を認めての学業ですが、生活する場を保持しており、生活の場の提供に問題ないことから、その施設が利用できること
- ⑤経済的取扱については、支援体制での状況を踏まえ良識をもって協議し対応すること
- ⑥教育支援は、特に、本学という資格養成施設のこともあるので、教育機会均等を旨とし補完するもの



⑦教育支援することでの様々な行政指導は尊重いたします。決して悪用するものではありません

3. 教育支援にあたって

本学が今、被災者の方々の側に立って、本学ならではの施設の限界がありますものの、大いに活用していただきたく存じます。

どのような方々にあっても生きる、夢を実現できる工夫が少しでもなされればと考え、さらに、どのようなときにも教育を受ける権利を得ることは必要なこととあります。本学は些細なことしか出来ませんが、求められる方々があれば、それにお応えできるようにしたく存じます。被災者の皆様にはあらゆる観点から、仕事、生活そのものに対する夢を描いて再生されることを願っています。国・公による支援体制のすばらしさを見ながらも、本学という小さな一つの私学教育機関の純たる支援についてご理解いただき、本学に教育支援の役割ができるよう、そうしたご協力できるよう行っていきます。

以上

【教育支援問い合わせ先】

崩 愛 調 理 師 専 門 学 校
〒192-0154
東京都八王子市下恩方町352番
TEL 042-652-0511
FAX 042-652-0031
e-mail houai@soleil.ocn.ne.jp
URL <http://www6.ocn.ne.jp/~houai/>
教育支援担当 鈴木・井上・園田

又、本学姉妹校『西山学院高等学校』も同様な教育支援を行っています。
詳しい内容につきましては、姉妹校に問い合わせいただきたいと思えます。

【教育支援問い合わせ先】

西 山 学 院 高 等 学 校
〒989-0533
宮城県刈田郡七ヶ宿町字矢立平4番5
TEL 0224-37-2131
FAX 0224-37-2021
e-mail houai@rose.ocn.ne.jp
URL <http://www5.ocn.ne.jp/~nisiyama>
教育支援担当 高橋・安藤・押野・千田

N 文 号 外
平成 23 年 5 月 20 日

総 務 室 長 }
法務学事課総括課長 } 様

NPO・文化国際課総括課長

東日本大震災津波で被災した学生に対するフィジー諸島大使館からの支援
の申出について (依頼)

このことについて、別添のとおり駐日フィジー諸島大使館から情報提供がありました
ので、貴職所管の県立大学又は私立高等学校に周知いただきますようお願いします。

なお、学生又は生徒の中にご関心をお持ちの方がいる場合は、大使館に直接問合せ又
は申込みいただくよう併せて周知願います。

記

1 支援内容

奨学金を 20 人の被災者の学生に支給するもの。また、大学生 10 名にフィジー国立
大学で 1 年間の就学の機会を、高校生 10 名にフィジーの高校で同じく 1 年間の就学
の機会を提供するもの。(詳細は、別添資料を御覧願います。)

2 申込み先

フィジー諸島共和国大使館

〒106-0041 東京都港区麻布台 2 丁目 3-5 NOA ビル 14 階

TEL : 03-3587-2038 (担当 ; 青木氏)

※ 申込期限 (平成 23 年 6 月 30 日。申込前の問合せも可能です。)

担当 ; 文化振興担当課長 千葉
内線 5 3 3 5



TEL : 03-3587-2038

FAX : 03-3587-2563

Email : info@fjiembassy.jp

フィジー諸島共和国大使館

〒106-0041 東京都港区麻布台2丁目3-5 NOAビル14階

マスコミ広告

東日本大震災の影響を受けた学生に

フィジー政府からの支援

3月11日の東日本大震災で被災地となった宮城県・岩手県・福島県の被災者への人道的支援として、フィジー政府は奨学金を20人の被災者の学生に与えます。奨学金は、大学生10名にフィジー国立大学で1年間の勉強と暮らしを支援し、高校生10名にフィジーの高校で1年間の勉強と暮らしを支援します。

奨学金の条件では、フィジー政府は選ばれた学生の以下の費用を負担します。

20名全員に、日本からフィジーへの往復飛行機の航空券を負担します。

高校生10名に、フィジー政府が以下の費用を負担します。

- 1年間の学費
- 必要なら寮費か、ホームステイ
- 食事→1日3回
- 文房具と学用品
- 制服
- 教科書
- 小遣い・生活維持金

大学生10名は、**必ず**フィジー国立大学の次の学部に入ることになります。ビジネス学部、ホスピタリティ学部、人文学部、教育学部、工学部、農学部、林学部、水学部、公衆衛生学部、歯科、保健学部、看護学部。奨学金は、学費とホステルでの宿泊費を負担します。

申し込み手続きが終了後、最終選考を行います。選ばれた学生は、通知を受け取ったら以下の書類を提出するように義務付けられています。

- 出生証明書
- 保護者の同意書
- 高校・大学の学業成績
- 2枚のパスポートサイズの写真

英語の授業

選ばれた学生がフィジーに到着したら、フィジー政府は2週間の英語授業を与えます。

申し込み

この奨学金を希望する東北地方の学生は、2011年6月30日までに以下の情報を英語及び日本語で info@fijiembassy.jp までメールをお願いします。

- 氏名、メールアドレス、電話番号
- 高校生か大学生であることを提示
- 選ばれたら、どんな恩恵を受けるのかという短い説明文
- 自分の勉強は災害によりどんな影響を受けたのか

問合せ先

申し込む前にご質問のある方は、お問合せ下さい。

1. Kelera Rakavosa – TEL : 090-9950-7984
2. Yuko Aoki – TEL : 03-3587-2038

フィジー諸島共和国大使館

〒106-0041 東京都港区麻布台2丁目3-5 NOAビル14階

TEL : 03-3587-2038

PHONE: 03-3587-2038

FACSIMILE: 03-3587-2563

EMAIL: info@fijiembassy.jp



EMBASSY OF THE REPUBLIC OF FIJI

NOA BUILDING [14TH FLOOR]

3-5, 2-CHOME, AZABUDAI

MINATO-KU, TOKYO 106-0041

MEDIA ADVERTISEMENT

**FIJI GOVERNMENT ASSISTANCE TO STUDENTS AFFECTED BY THE EARTHQUAKE
AND TSUNAMI FROM TOHOKU REGION OF JAPAN**

The Fiji Government as part of its humanitarian assistance to the people of Japan and those affected by the 11 March 2011 earthquake and tsunami in the prefectures of Miyagi, Fukushima and Iwate of Japan has decided to offer 20 scholarships to students directly affected by the disaster. The scholarship is for 10 university students at undergraduate level to study at the Fiji National University [FNU] for 1 year and 10 high school students to study at high school in Fiji for 1 year also.

Under the terms of the scholarship the Fiji Government will cover the following costs to the students selected:

For **all the 20 students** selected: Government will cover air travel costs to Fiji and back to Japan at the end of the 1 year.

For the 10 High School Students the following will be provided by the Fiji Government:

- Tuition fees for 1 year;
- Boarding Fees if needed or home stay;
- Meals – 3 per day;
- Stationeries and school supplies;
- Uniforms;
- Text books;
- Pocket allowance.

For the 10 university undergraduate students, **they must** be able to study in the following programmes at the FNU: Business, Hospitality, Humanities, Education, Engineering, Agriculture, Forestry, Fisheries, Public Health, Dentistry, Health Sciences, Nursing and Public Health. The scholarship for the university students covers tuition, accommodation at Hostel as well.

Final selection will be undertaken after the registration process is closed. Students who will be selected will be required to provide the following documents after receiving notification of selection:

- Birth Certificate;
- Consent Letter from parent/guardian;
- School Report or University Academic record
- 2 passport size photos

English Classes:

For students selected for this project, the Fiji Government will provide a 2 weeks English Classes on arrival in Fiji.

Registration:

If you are a student from the Tohoku Region and wish to be considered for this project submit the following information in either English or Japanese to info@fijiembassy.jp by 30 June 2011:

- Full name and contact address both email and phone;
- State whether you are a high school student applicant or university student applicant;
- A short explanation on how you think you will benefit from being selected by the project;
- Also state how your study is affected by the earthquake and tsunami.

Contact Person

If you want to clarify issues before you register please contact the following:

1. Kelera Rakavosa – Contact: 090-9950-7984
2. Yuko Aoki – Contact: Contact: 03-3587-2038

Embassy of Fiji

14F Noa Building,

3-5,2 Chome Azabudai, Minato-ku

TOKYO 106-0041

Phone No: 03-3587-2038